

特定健診のご案内をお送りします

当健康保険組合の被扶養者で2026年度中に40歳から74歳までの方(任意継続者の被保険者・被扶養者含む)に健診受診ダイレクトメールを郵送します。いままで未受診の方へのご案内です。



日々の健康のために
健診が大切です!

特定保健指導

～特定健診結果にもとづき『保健指導』の実施～

「特定健診」・「生活習慣病予防健診」・「家族健診」・「人間ドック」の結果にもとづき被扶養者(任意継続被保険者含む)に、「特定保健指導利用券」を発行いたします。

特定保健指導には、動機づけ支援と積極的支援があり、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に応じて、**該当の方のみ**どちらかを受けていただきます。

この「利用券」がお手元に届きましたら、特定健診を受けたA健診機関またはスマートフォンやパソコンによる特定保健指導(ICTによる保健指導)を選択し、自分の予定に合わせて利用ができます。

スマートフォン・パソコンによる特定保健指導の案内は、「特定保健指導利用券」と一緒に同封されています。

生活習慣病予防健診・家族健診を受診した方は、葛飾健診センター発行の「健診個人表」を保健指導の際に使用しますので、1年間保管してください。



保健指導の健診機関

葛飾健診センター(協力会社:ほけんし株式会社)または近隣のA健診機関(利用券送付の際に、県別A健診機関一覧を同封いたします)

ご協力ください 健康診断結果のご提供のお願い

～パート先などで**健保の補助を受けずに健康診断を受けている**皆さまへ～

加入者の皆さまの特定健診結果をご提出いただくことを国により義務付けられています。ぜひ、健診結果のご提出にご協力ください。

対象者 特定健診対象者(40歳以上75歳未満の被扶養者・任意継続被保険者および被扶養者)で、健保の補助を受けずにかかりつけの病院やパート先などで2026年度の健診を受診された方

注意! 特定健診項目をすべて受診されていない場合は、対象外となります。

提出方法 以下2点を当健保組合にお送りください。(返却不可)

1. 以下(1)(2)の項目を満たす健診結果のコピー(2026年4月～2027年3月受診分)

(1) 特定健診項目

1.身長 2.体重 3.腹囲 4.BMI 5.血圧(収縮期、拡張期)

[血液検査] 6.中性脂肪 7.HDLコレステロール 8.LDLコレステロール 9.AST(GOT)

10.ALT(GPT) 11.γ-GT(γ-GTP) 12.空腹時血糖値またはHbA1c

[尿検査] 13.尿糖 14.尿たんぱく

(2) 健診機関名称、健診日、健診受診者氏名、健診を実施した医師の所見および医師氏名

2. 特定健診問診票(当健保組合ホームページから印刷してご記入ください)

提出締切日 2027年4月30日 必着

送付先・問合せ先 〒131-0045 東京都墨田区押上2-18-12 東武鉄道健康保険組合
[健診結果] 係 TEL: 03-3621-5457

健保の補助を受けて健診を受けられた場合は、自動的に健診結果は健保に提出されています。



2026年度 特定健診・特定保健指導のお知らせ

希望により健診当日に**保健指導の初回面接**が利用できます!

特定健診(セット券)

～今までどおり特定健診のみ受診も可能です!～

昨年度受診券を発行した方には本年度も送付します。申込不要です。



1 対象者

東武健保の被扶養者で2026年度中に40歳から74歳までの希望する方。任意継続の被保険者および被扶養者の方も含まれます。ただし、**生活習慣病予防健診・家族健診**を受ける方は**重複受診**となりますので申し込みは、**いずれか一方**にしてください。

2 申込受付期間

6月1日から10月31日まで

3 健診の受診期間

6月から12月31日まで

4 健診機関

健康保険組合連合会が契約した**A契約の健診機関**

5 申込方法

「特定健診(被扶養者)受診申込書」(職場保管・東武健保ホームページからもダウンロードできます)に必要事項を記入の上、当健康保険組合に送付してください。今後申込書を提出しないで済む受診券送付希望チェックボックスが設けられています。
※任意継続被保険者・被扶養者の方は、直接健康保険組合に申し込んでください。
TEL.03-3621-5457

6 受診券(セット券)の発行

申込受付後、順次発行いたします。2026年度用「特定健診A契約医療機関一覧」を同封いたします。

7 健診方法

受診券(セット券)を受領後、近隣の**A契約健診機関**に各自で**予約**申込をしてください。

8 健診結果通知表

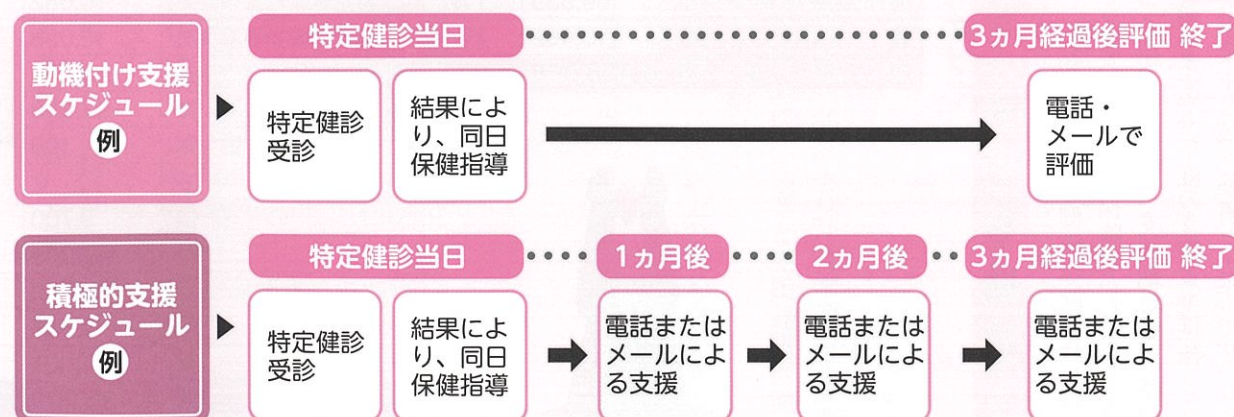
健診機関から特定健診の「結果通知表」を受け取りましたら、少なくとも1年間は保管してください。
注:各市町村で実施する特定健診については、当健康保険組合の被扶養者(任意継続被保険者含む)も受診できる場合があります。また、市区町村が実施するがん検診は、当健康保険組合に関係なく地域の居住者は受けることができます。

費用

すべて健康保険組合が負担します。

特定健診(セット券)について (特定健診+特定保健指導同日初回面接)

特定健診受診後、保健指導対象となった場合、特定健診受診日に特定保健指導の初回面接の全部または半分を利用できるセット券を発行いたします。初回面接の残り半分は後日電話またはメールで利用することになります。そこでの保健指導を希望しなかった場合は、後日健康保険組合から特定保健指導の利用券が発行されます。



* 健診機関によって支援方法が異なる場合があります。